

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月25日（令和5年（行情）諮問第426号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（行情）答申第729号）

事件名：行政文書ファイル「平成22年度決定9」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書15（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月18日付け防官文第4474号及び令和5年2月24日付け同第3669号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1（原処分1について）

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（略））である。

本件開示決定で電磁的記録を特定しないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報審査会の審議において意見を申立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引き」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の提示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「裏面の行政文書ファイル（連番11～20）につづられた文書の全て。「平成22年度決定9」」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる15文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月18日付け防官文第4474号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる連番1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年2月24日付け防官文第3669号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる連番2から連番14までについて、法5条1号、第3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおり

りであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 令和6年2月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分

の不開示情報該当性について検討する

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年1月）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は紙媒体で管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

ウ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

エ 本件審査請求を受け、再度、公文書監理室の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)イの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)イの説明に符合することが認められる。また、上記(1)アないしウの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、上記(1)エの探索の範囲等に問題があるとも認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 職員の氏名等について

別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名等が記載されている。

ア 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行

われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 内線番号、FAX番号及びメールアドレスについて

別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課の内線番号、FAX番号及びメールアドレス等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 個人に関する情報について

ア 別表の番号3に掲げる不開示部分には、開示請求者又は異議申立人の氏名、住所、電話番号及び印影等が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号4に掲げる不開示部分には、イラク政府調査チームとして携わった防衛省及び外務省職員並びに国際機関の職員及び現地に滞在する軍人の写真の顔部分が掲載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、防衛省職員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の防衛省職員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者である旨の説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書

イに該当しないと認められるほか、外務省職員並びに国際機関の職員及び現地に滞在する軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 他国に関する情報について

別表の番号5に掲げる不開示部分には、イラク政府調査チームが現地赶赴して、当時日本に先んじて活動を行っていた諸外国から収集した情報及び諸外国の協力を得て取得した情報が記載されていると認められる。

当該情報が諸外国との信頼関係に基づき入手されたことが想起される情報である点を踏まえれば、これを公にすることにより、相互の信頼に基づき保たれている諸外国との関係に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の運用に関する情報について

別表の番号6に掲げる不開示部分には、イラク復興支援派遣輸送航空隊の隊員が外出する際の外出可能人数及びマイクロバスの定員等が記載されていると認められる。

当該部隊が既に撤収した原処分時においても、当該部分が公になれば、部隊運用の一般的準拠が明らかになることを通じて自衛隊における部隊運用要領が推察され、今後における派遣部隊の活動を妨害しようとする者をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥

当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

「裏面の行政文書ファイル（連番 11～20）に綴られた文書の全て。」
「平成 22 年度決定 9」

2 本件対象文書

文書 1 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 29 日付け防官文第 9754 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 3949 号。平成 22 年 12 月 20 日）」のみ。）

文書 2 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 29 日付け防官文第 9754 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 3949 号。平成 22 年 12 月 20 日）」を除く。）

文書 3 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 5 月 13 日付け防官文第 6394 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 4 行政文書開示決定通知書（平成 20 年 10 月 31 日付け防官文第 12746 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 5 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 4 月 5 日付け防官文第 4401 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 6 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 6 月 4 日付け防官文第 7418 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 7 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 11 月 9 日付け防官文第 12730 号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 8 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 5 日付け防官文第 8690 号及び第 8727 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 9 行政文書不開示決定通知書（平成 22 年 6 月 30 日付け防官文第 8556 号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 10 行政文書開示決定通知書（平成 21 年 11 月 30 日付け防官文第 13494 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 11 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 5 月 17 日付け防官文第 6500 号，平成 22 年 5 月 21 日付け防官文第 6758 号及び防官文第 6759 号，平成 22 年 5 月 24 日付け防官文第 6793 号及び防官文第 6795 号並びに平成 22 年 6 月 15 日付け防官文第 7773 号）による一部開示決定処分に係る異議

申立てについて

- 文書 1 2 行政文書開示決定通知書（平成 2 2 年 1 月 2 9 日付け防官文第 8 9 2 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 3 行政文書開示決定通知書（平成 2 2 年 7 月 6 日付け防官文第 8 7 6 4 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 4 行政文書開示決定通知書（平成 2 2 年 7 月 6 日付け防官文第 8 7 6 5 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- 文書 1 5 行政文書開示決定通知書（平成 2 2 年 3 月 4 日付け防官文第 2 2 9 8 号及び平成 2 2 年 5 月 1 7 日付け防官文第 6 4 9 7 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2, 3, 9, 12, 14 及び 15	1 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	24 枚目ないし 28 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3	51 枚目及び 52 枚目のそれぞれ一部	
		55 枚目及び 72 枚目のそれぞれ担当者の氏名及び内線番号	
	文書 4	16 枚目及び 17 枚目のそれぞれ一部（16 枚目の起案者の内線番号を除く。）	
		76 枚目の一部	
	文書 5	9 枚目及び 10 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の起案者の内線番号を除く。）	
		20 枚目ないし 22 枚目のそれぞれ一部	
		24 枚目の担当者の氏名及び内線番号	
	文書 6	8 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）	
		23 枚目ないし 27 枚目のそれぞれの一部	
	文書 7	13 枚目及び 14 枚目のそれぞれ一部（13 枚目の起案者の内線番号を除く。）	
		29 枚目及び 30 枚目のそれぞれの一部	
	文書 8	20 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）	
51 枚目， 67 枚目及び 76 枚目ないし 79 枚目のそれぞれの一部			

文書 9	2 2 枚目ないし 2 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 0	1 1 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部（1 1 枚目の起案者の内線番号を除く。）
	2 9 枚目の一部
	3 1 枚目， 3 2 枚目及び 3 5 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）
文書 1 1	1 枚目， 4 4 枚目及び 4 5 枚目のそれぞれ一部（1 枚目及び 4 4 枚目の起案者の内線番号を除く。）
	6 2 枚目の一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）
	6 3 枚目及び 8 0 枚目ないし 8 3 枚目のそれぞれ一部
文書 1 2	6 4 枚目， 6 5 枚目及び 6 7 枚目ないし 6 9 枚目のそれぞれ一部
文書 1 3	2 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）
	1 8 枚目の一部
	1 9 枚目の一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）
文書 1 4	1 6 枚目の一部
	2 7 枚目の一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）
文書 1 5	3 5 枚目の一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）
	3 6 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ一部

2	文書 2, 3, 9, 12, 14 及び 15	1 枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号 柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 4	1 6 枚目の起案者の内線番号	
	文書 5	9 枚目の起案者の内線番号及び 3 5 枚目の一部	
	文書 6	8 枚目の起案者の内線番号	
	文書 7	1 3 枚目の起案者の内線番号	
	文書 8	2 0 枚目の起案者の内線番号	
	文書 1 0	1 1 枚目の起案者の内線番号	
		3 1 枚目, 3 2 枚目及び 3 5 枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書 1 1	1 枚目及び 4 4 枚目のそれぞれ起案者の内線番号	
		6 2 枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス	
文書 1 3	2 枚目の起案者の内線番号		
	1 9 枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス		
文書 1 4	2 7 枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス		
文書 1 5	3 5 枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス		
3	文書 2	3 枚目ないし 5 枚目, 1 6 枚目, 1 8 枚目ないし 2 0 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	3 枚目, 5 枚目, 6 枚目, 3 6 枚目ないし 3 8 枚目, 4 7 枚目, 4 9 枚目, 5 5 枚目, 5 7 枚目, 5 8 枚目, 6 7 枚目, 6 9 枚目及び 7 2 枚目のそれぞれ一部 (5 5 枚目及び 7 2 枚目の担当者の氏名及び内線番号を除く。)	
	文書 4	1 枚目, 1 8 枚目, 2 1 枚目, 3 6 枚目, 4 9 枚目, 5	

		2枚目, 54枚目及び77枚目のそれぞれ一部
文書5		1枚目, 2枚目, 11枚目, 12枚目, 19枚目, 24枚目ないし26枚目及び28枚目のそれぞれ一部(24枚目の担当者の氏名及び内線番号を除く。)
文書6		1枚目, 2枚目, 10枚目, 11枚目, 16枚目ないし18枚目及び21枚目のそれぞれ一部
文書7		1枚目, 2枚目, 12枚目, 15枚目及び25枚目ないし28枚目のそれぞれ一部
文書8		1枚目, 2枚目, 11枚目, 12枚目, 22枚目, 23枚目, 32枚目, 33枚目, 41枚目ないし44枚目, 46枚目ないし48枚目及び50枚目のそれぞれ一部
文書9		3枚目, 10枚目, 12枚目及び18枚目ないし21枚目のそれぞれ一部
文書10		1枚目, 2枚目, 13枚目, 14枚目, 23枚目ないし25枚目及び28枚目のそれぞれ一部
文書11		3枚目, 5枚目, 17枚目, 18枚目, 20枚目, 21枚目, 23枚目ないし25枚目, 27枚目ないし29枚目, 31枚目ないし33枚目, 35枚目ないし37枚目, 39枚目ないし41枚目, 43枚目, 46枚目, 48枚目, 59枚目及び60枚

		目のそれぞれ一部	
	文書 1 2	3 枚目, 4 枚目, 2 9 枚目, 3 1 枚目, 5 6 枚目ないし 5 8 枚目及び 6 3 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 1 3	1 枚目, 4 枚目, 1 2 枚目, 1 4 枚目, 1 5 枚目及び 1 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4	3 枚目, 4 枚目, 1 1 枚目な いし 1 3 枚目及び 1 5 枚目の それぞれ一部	
	文書 1 5	3 枚目, 4 枚目, 1 2 枚目, 1 4 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚 目, 1 8 枚目, 3 3 枚目及び 3 4 枚目のそれぞれ一部	
4	文書 4	6 1 枚目及び 6 3 枚目ないし 6 5 枚目のそれぞれ写真の顔 部分	個人に関する情報で あり, これを公にす ることにより, 個人 の権利利益を害する おそれがあることか ら, 法 5 条 1 号に該 当するため不開示と した。
5	文書 4	5 7 枚目ないし 6 7 枚目, 7 0 枚目ないし 7 2 枚目, 7 4 枚目及び 7 5 枚目のそれぞれ 一部 (6 1 枚目及び 6 3 枚目 ないし 6 5 枚目の写真の顔部 分を除く。)	他国に関する情報で あり, これを公にす ることにより, 他国 との信頼関係が損な われ, ひいては我が 国の安全を害される おそれがあることか ら, 法 5 条 3 号に該 当するため不開示と した。
6	文書 5	3 3 枚目の一部	自衛隊の運用に関す る情報であり, これ を公にすることによ り, 自衛隊の態勢及

			び運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害されるおそれがあることから，法第5条第3号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

※当審査会事務局において整理した。